

東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業実施要綱

令和7年3月21日

6教人選第875号

(目的)

第1条 この要綱は、東京の将来を支える人材として不可欠である教員を安定的に確保するため、東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として採用された者（以下「都公立学校教員等採用者」という。）の奨学金の返還を支援し、経済的負担を軽減する「東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業」（以下「本事業」という。）を東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）が実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(実施体制)

第2条 都教育委員会は、関係機関等と連携の上、本事業を実施し、本事業の周知・普及に努めるものとする。

(事業の内容)

第3条 都教育委員会は、第1条の目的を達成するために、本事業として次の各号に掲げることを行うものとする。

(1) 支援希望者の募集及び東京都公立学校教員の魅力等の発信

ホームページ等を通じて、東京都公立学校教員志望者及び都公立学校教員等採用者に東京都の教員に関する情報・魅力を発信し、本事業による支援を希望する者を募集する。

(2) 都公立学校教員等採用者の奨学金返還費用に対する補助金の交付

本事業による支援を希望する都公立学校教員等採用者が、採用後1年間勤務し、その後も勤務を継続している場合に、当該採用者が奨学金の貸与を受けた団体に対し、代理返還制度を活用して、都教育委員会が奨学金返還費用の一部を直接支払う。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、都教育委員会が必要と認めること。

(支援対象要件)

第4条 本事業の支援対象となる都公立学校教員等採用者の要件及び補助金の額の詳細は、別に定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。